

米子市フレイル対策拠点事業(はくほう拠点)委託に関するプロポーザル実施要領

1 目的

本市がフレイル対策を推進する上で、市民が日常的にフレイル予防に触れる機会を創出するために設置された「フレイル対策拠点」を円滑に運営し、実施されるプログラムを適切に行う能力を有する受託事業者をプロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 フレイル対策拠点事業(はくほう拠点)
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 4,717,260円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - ア 契約額は上限額以内とし、契約締結の際に協議する。
 - イ 提案する金額はこの上限額を超えてはならない。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ実績及び能力を有する事業者で、本市との協議、調整が必要な時は誠実で柔軟な対応と、確実に履行することが可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たす者とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 法人格を有すること。
- イ 米子市、国及びその他の地方公共団体から競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 米子市が課する税の滞納をしていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(2) 共同企業体の場合

- ア 構成員が(1)の資格の全てを満たすものであること。
- イ 共同企業体が2者以上により自主的に結成されたものであること。
- ウ 各構成員が本プロポーザルに参加する企業や他の共同企業体の一員でないこと。

4 手 続

(1) 担当部署

〒683-0811

鳥取県米子市錦町一丁目139番地3

米子市福祉保健部フレイル対策推進課

電話：0859-23-5458 E-mail：fureiru-taisaku@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和6年12月13日(金)までに直接持参又は郵送し、提出すること。なお、郵送による申込みは令和6年12月13日(金)までに到着したものに限り。

- ・参加申込書(別記様式1号) 1部
- ・参加資格に関する申立書(別記様式2号) 1部
- ・役員等調書兼照会承諾書(別記様式3号) 1部
- ・市税納税状況確認承諾書(別記様式4号) 1部

※共同企業体として参加申込みする場合は、参加申込書を代表団体名で作成し、次の書類を添付すること。また、様式2号、様式3号及び様式4号については、構成員ごとに作成し添付すること。

- ・共同企業体結成届出書(別記様式5号) 1部

イ 企画提案書等

アの参加申込書等を提出した者は、次に掲げる書類を令和6年12月20日(金)までに直接持参又は郵送で提出すること。なお、郵送による申込みは令和6年12月20日(金)までに到着したものに限り。

- ・見積書(任意様式) 1部
- ・次に掲げる内容を含む企画提案書(事業実施計画書) 6部
 - ①委託事業仕様書 4業務内容(No.2~4)に記載された業務内容の実施体制及び問合せ対応について
 - ②利用者の安全管理体制について
 - ③個人情報保護対策の方法について
 - ④拠点における独自提案及び実施について

⑤委託事業仕様書 4 業務内容 (No. 2 ~ 4) に記載された業務内容の周知方法及び定員未達成時の工夫について

⑥フレイル対策拠点での地域との連携 (公民館等) について

⑦効果的な情報発信や地域資源の活用方法について

※共同企業体として参加する場合は①に構成員における業務役割分担についても記載すること。

(3) 質問の方法

質問は簡潔にまとめ、担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 提出期日 令和6年12月16日(月)まで

イ 回答 電子メールにて参加者全員に周知するとともに、市のホームページにより公表する。

ウ 制限事項 本プロポーザル実施に係る内容以外の質問や担当部署への電子メール以外による質問は、一切受付けない。

(4) 辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は、辞退届(第6号様式)を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書は返却しない。

5 審査方法

提案者から提出された書類の審査及び企画提案書のヒアリング等を評価員が実施し、6(1)から(3)で示す審査基準に基づき採点。その後、評価員のヒアリング報告を基に、選考員が同じく6(1)から(3)の審査基準に従って提案を採点し、最も高い評価を得た提案を最優秀案として選定する。その他の提案は同様に審査基準に基づき採点し、順位付けをする。

(1) ヒアリング

企画提案内容について、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 実施日時

令和7年1月23日(木) (予定)

ヒアリングの実施時間は、参加希望者に別途連絡をする。

イ 所要時間

30分以内(説明20分以内・質疑応答10分以内、準備、撤去含む)

ウ 留意事項

事前に提出した提案書類を用いて説明すること。

なお、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いて

もよいが、新たな追加案件は不可とする。

6 審査基準及び配点

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 取組方針、実施体制 | 配点 50点／150点 |
| (2) 企画提案の内容 | 配点 100点／150点 |

7 審査結果の公表

決定通知書により参加者全員に周知するとともに、市のホームページにより公表する。

8 契約の締結の交渉及び契約締結

- (1) 審査の結果、最優秀案として選定された提案をしたものと契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、審査で順位付けを行った上位のものから順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における業務内容について、必ずしも提案どおり実施するものではなく、必要に応じて、詳細な事項については改めて協議を行う。また、契約の際には、改めて見積書を提出依頼することがある。
- (3) 本プロポーザルは、令和7年度当初予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算が成立したときにのみ効力を生じる業務である。そのため、米子市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

9 日程

参加申込書等提出期限	令和6年12月13日（金）
質問書提出期限	令和6年12月16日（月）
企画提案書等提出期限	令和6年12月20日（金）
ヒアリング	令和7年1月23日（木）（予定）
審査結果の通知	令和7年1月30日（木）（予定）
契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当

する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 3に掲げる要件を満たさなくなったとき

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提案者が提出する書類は、米子市情報公開条例（米子市条例第22号）の規定により非公開の扱いとなるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。